

緑区役所等における壁面等広告掲出事業

(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入札案内書



入札日：令和8年3月3日(火)午後2時

場所：緑区役所3階 第3会議室

名古屋市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇ あらまし	P 1
◇ 入札説明書	P 3
第1 設置場所等	P 3
第2 参加者の資格	P 4
第3 壁面等広告の掲出条件	P 6
第4 入札手続の流れ	P 8
第5 競争入札参加資格確認申請	P 10
第6 契約の締結	P 11
第7 広告掲出料の納付	P 11
第8 契約保証金	P 11
第9 問合せ先	P 11
◇ 緑区役所等における壁面等広告掲出に関する契約書（案）	P 13
◇ 情報取扱注意項目	P 23
◇ 妨害又は不当要求に対する届出義務	P 25
◇ 緑区役所等における壁面等広告掲出事業仕様書	P 26
◇ 名古屋市広告掲載要綱	P 34
◇ 名古屋市広告掲載基準	P 36
◇ 名古屋市緑区広告掲載要綱	P 38
◇ 行政財産目的外使用許可条件	P 42
◇ 入札書	P 44
◇ 委任状	P 45
◇ 競争入札参加資格確認申請書	P 46
◇ 法人役員等に関する調書	P 47
◇ 事業計画書	P 48

あらまし

緑区役所等における壁面等広告掲出事業は、緑区役所及び徳重支所の壁面等を利用して、民間企業等の広告（以下、「壁面等広告」という。）を掲出していただくものです。

当事業は、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格以上で最も高い価格（月額）で入札された方に壁面等の目的外使用を許可し、広告を掲出していただきます。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地の状況を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

広告掲出までの流れ

入札案内書
(この案内書) 配布

令和8年2月3日(火)～令和8年3月2日(月)
市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

入札の実施

令和8年3月3日(火)午後2時から
入札会場：緑区役所3階 第3会議室

入札書（入札を委任する場合は委任状も）は市公式ウェブサイトから書式をダウンロードして入手し必要事項を記入・押印してご持参ください。
なお、入札書に使用する印鑑をご持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます。

落札候補者の決定

入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。
開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格（月額）で入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

競争入札参加資格確認
申請書の提出

令和8年3月3日(火)から令和8年3月6日(金)まで
落札候補者の方は、市公式ウェブサイトから書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。
指定する期限内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。

審査結果の通知	参加資格の審査後、競争入札落札者決定通知書等を郵送します。
契約締結及び公有財産 目的外使用許可	審査結果の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結していただきます。 契約書及び目的外使用許可書は、落札者名義になります。
契約保証金、広告料及び 目的外使用料の納付	契約保証金を契約締結日に、広告料及び目的外使用料を名古屋市が定める期限までに、本市が発行する納付書及び納入通知書により納付してください。 なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により契約保証金を免除することができます。
広告原稿の審査・承認	名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。 その内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、壁面等広告を設置していただきます。
広告の掲出	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 目的外使用許可の更新がなされた場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4年を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。
<p>※ 緑区役所の駐車場には限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。</p> <p>市バス 「緑区役所」停留所下車徒歩すぐ 名鉄 「鳴海駅」下車徒歩 20 分、「左京山」下車徒歩 15 分</p>	

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 設置場所等

1 広告を掲出する施設の名称及び所在地

名 称 名古屋市緑区役所

名古屋市緑区役所徳重支所

所在地 名古屋市緑区青山二丁目15番地

名古屋市緑区元徳重一丁目401番地

2 掲出場所及び掲出広告の大きさ

緑区役所

	場 所	面数	サ イ ズ
A	1階 市民課待合 壁面	1	横 600mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内
B	1階 市民課待合 柱面	1	横 600mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内
C	1階 保険年金課待合 柱面	1	横 680mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内
D	2階 民生子ども課待合 柱面	1	横 600mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内

徳重支所

	場 所	面数	サ イ ズ
E	3階 正面出入口 壁面	1	横 1,600mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
F	3階 正面出入口 壁面	1	横 1,600mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内

※別添の設置掲出場所位置図及び設置掲出場所写真を参照し、必ず現地を確認をしてください。

※サイズはフレーム部分を含むパネル部分です。

※借受人が上記サイズの範囲内で掲出面積を定めるものとします。

※実際に設置する箇所及び位置については協議するものとします。

第2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 6 中小企業等協同組合法（昭和26年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適當と認める場合を除く。）でないこと。
- 7 入札広告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（5頁参照）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
＊ なお、落札候補者の方（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。
- 8 名古屋市広告掲載基準第2（36頁参照）に該当する規制業種又は事業者でないこと。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 壁面等広告の掲出条件

1 掲出期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(広告の掲出準備に要する期間を含む。)

* 公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4年を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。ただし、目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

* 掲出期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の11月末日までに名古屋市緑区役所企画経理課に申し出てください。

2 広告料及び目的外使用料（以下「広告掲出料」という。）

掲出期間（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。広告の掲出準備に要する期間を含む。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付してください。

* 広告掲出料のうち、広告料について

入札により決定した金額になります

* 広告掲出料のうち、目的外使用料について

掲出事業者は、掲出場所について広告料とは別に、広告掲出面の表示面積（フレーム部分を含む。）に応じて算出した、庁舎使用にかかる行政財産の目的外使用料を納付してください。なお、目的外使用料は、入札の対象ではありません。

＜目的外使用料の算定＞

目的外使用料は、月額900円／m²です。掲出期間に1月末満の端数があるときは、これを1月として計算し、表示面積を目的外使用料（月額900円／m²）に乗じて得た額が100円に満たない場合にあっては100円とします。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り上ります。

* 掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

3 広告の仕様

別添「緑区役所等における壁面等広告掲出事業仕様書」（26頁参照）のとおりです。

4 事業計画書の提出

契約締結後、速やかに、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を提出してください（48頁参照）。

5 広告主及び広告内容

名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市緑区広告掲載要綱を遵守してください。

緑区役所及び徳重支所のイメージを高めるよう、洗練された品位のあるデザインとして

ください。

なお、公告日時点においてユメリア徳重に入居するテナントと同業他社の広告を掲出することはできません。ユメリア徳重入居テナントの業種は銀行、金融商品取引業、理容業・美容業、旅行業、保育施設（令和8年1月末現在）です。

広告主及び広告内容については、名古屋市（緑区広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する場合を含む。）の21日前までに掲出広告の原案を提出してください。

6 利用上の制限

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 目的外使用許可の許可条件を遵守すること。
- (4) 広告の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、緑区役所及び緑区役所徳重支所の指示に従うこと。なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に緑区役所及び緑区役所徳重支所と協議を行うこと。

7 維持管理

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続きを行うこと。
- (2) 広告を掲出するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、安全に設置すること。
また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 広告の破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

8 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了となった場合又は契約が解除された場合は、速やかに、原状回復をしてください。この場合、原状回復に要した費用を名古屋市に請求することはできません。

9 必要経費

広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて掲出事業者の負担とします。

第4 入札手続の流れ

1 入札案内書の交付

交付期間は、令和8年2月3日（火）～令和8年3月2日（月）までです。

2 入札日時等

入札会場	緑区役所3階 第3会議室
入札日 入札時限	令和8年3月3日（火）午後2時
必要書類等	<p>(1) 入札書（44頁参照）</p> <p>(2) 委任状（45頁参照）</p> <p>入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合（支店・営業所の長など）は、委任状が必要となります。</p> <p>(3) 印鑑（代理人が入札する場合は代理人の印鑑）</p> <p>印鑑を押印して入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。</p>
注意事項	<p>(1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札時限を過ぎると入札はできません。</p> <p>(2) 入札者以外の方は、入札会場へ入場できません。</p> <p>(3) 地方自治法等関係法令を遵守するほか、「名古屋市競争入札参加者手引」の定めに従って入札に参加してください。</p> <p>(4) 当日は駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越し下さい。</p> <p>(5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。</p>

3 入札金額

入札金額は、広告掲出料のうち広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を表示してください。最低価格以上で最も高い価格で入札された方が落札候補者となります。最低価格は非公表です。

入札金額には、目的外使用料（月額900円／m²）を含めないでください。

4 入札（持参式）

- (1) 入札は、所定の入札書（44頁参照）を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印した上でご持参ください。
- (2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化で筆跡の消える筆記用具は使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、

金額の訂正はできませんのでご注意ください。

- (4) 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、入札箱に投入した入札書の書き換え、引換又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 金額を改ざんし、又は訂正した入札

ウ 記入事項を判読できない入札

エ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札

オ 一定の金額をもって価格を表示しない入札

カ 記名押印のない入札

キ 同一物件につき同一の名をもつてした 2 通以上の入札（代理人によるものも含む。）

ク 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札

ケ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札

コ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札

サ 明らかに談合によると認められる入札

シ 入札説明書に定める入札方法によらない入札

ス 委任状を提出していない代理人のした入札

セ その他入札の条件に違反した入札

- (7) 入札回数は初度入札を含め3回までとします。

5 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。
- (3) 最も高い価格（月額）の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第5 競争入札参加資格確認申請

- 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市からその旨の連絡がありますので、持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和8年3月3日(火)から令和8年3月6日(金)まで 午前8時45分から午後5時15分まで(ただし、土日・祝日を除く)
提出先	名古屋市緑区役所 3階 企画経理課(電話 052-625-3898) 郵送する場合は、封筒(表)に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きのうえ、送付してください。 〒458-8585 名古屋市緑区青山二丁目15番地 緑区役所企画経理課あて
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書1通(46頁参照) (2) <個人の場合>住民票の写し1通 <法人の場合>法人登記簿謄本 (履歴事項証明書または現在事項証明書) 1通 どちらも発行後1か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの (3) <法人のみ>法人役員等に関する調書1通(47頁参照) (4) 本市に広告を掲載した実績がある場合は、本市発行の行政財産使用許可書又は本市との広告掲出事業契約書のコピーを提出してください。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号(12cm×23.5cm)封筒

- 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。
- 受付期間終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。
- 申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- 入札結果については、入札者の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(休日を含まない)に、入札参加無資格理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。
- 6の書面の提出先は、本書の、「第9 問合せ先」に示す場所です。

- 8 提出された申請書等は返却しません。
- 9 申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札者の負担とします。

第6 契約の締結

- 1 落札決定後、競争入札落札者決定通知書、契約書等の契約関係書類を送付します。
- 2 落札者は、1の通知を受けた日から5日以内（休日を含まない）に契約を締結しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 緑区役所等における壁面等広告掲出に関する契約書（案）（以下、「契約書（案）」といいます。）は、13頁を参照してください。

第7 広告掲出料の納付

広告掲出料は、本市が指定する期限までに名古屋市発行の納入通知書により納付してください。詳細は、契約書（案）を参照してください。

第8 契約保証金

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、広告料の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、一般社団法人全国銀行協会が設置、運営している手形交換所である電子交換所の参加金融機関が振り出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店で確認してください。
- 6 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

第9 問合せ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和8年2月10日（火）午後5時までに提出してください。

- 2 下記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください。（様式自由）
名古屋市緑区役所企画経理課（電話番号：052-625-3898）
ファックス番号：052-623-8191
電子メールアドレス：a6253898@midori.city.nagoya.lg.jp
- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和8年2月25日（水）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。

緑区役所等における壁面等広告掲出に関する契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と事業者_____（以下「乙」という。）とは緑区役所等における壁面等広告掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乙が民間企業等を広告主とする広告を掲出すること（乙が自ら広告主になる場合を含む。）に関し、その取り扱いを定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約期間及び掲出期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

- 2 掲出期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、広告の掲出準備に要する期間を含むものとする。
- 3 乙は、令和9年4月1日から4年を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 4 前項の申請は、契約を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに甲に文書により行うものとする。

（契約期間の短縮）

第3条 甲は、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき又はその他行政目的を達成するため特別の理由があるとき等、やむを得ず契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、契約期間の短縮を求めることができる。

（事業計画書）

第4条 乙は、契約締結後、速やかに、掲出場所、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（掲出場所及び仕様）

第5条 掲出場所及び仕様については、別添「緑区役所等における壁面等広告掲出事業仕様書」のとおりとする。

- 2 乙は、本契約書のほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市緑区広告掲載要綱」及び「入札説明書」（以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。）の定めるところに従い、広告の掲出を行わなければならない。

(使用の許可、期間、使用料)

第6条 乙は、広告の掲出に際して、本契約とは別に、名古屋市長から名古屋市公有財産規則（平成16年規則第49号）に基づく目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

2 前項に定める使用許可に係る期間は、当初は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、その後は令和13年3月31日までの間、乙は年度ごとに使用許可の更新を受けるものとする。この場合、使用許可を更新しようとする年度の前年度の11月末までに使用許可の更新を申請しなければならない。

3 乙は、第1項に定める使用許可を受けるにあたり、甲の定める期限までに甲の発行する納入通知書により、行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）を甲に納付するものとする。

4 第2項に定める使用許可の更新について、公用又は公共用の必要が生じた等、乙の責めに帰さない理由により、甲が更新の許可をしなかった場合は、更新前の使用許可期間の末日をもってこの契約は解除されたものとみなす。この場合において、乙は、前項に定める使用料及び第7条第1項に定める広告料について、更新されなかった期間に係る金額を払う必要はない。また、使用許可が更新されなかったことによる損害等が乙に発生したとしても、甲がその損害を賠償する責めを負わない。

(広告料)

第7条 乙は、前条第3項に定める使用料とは別に、広告の掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、年額金_____円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金_____円）の広告料を甲に支払うものとする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合、変更前の広告料（消費税及び地方消費税抜き）に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更されたものとみなす。

2 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、納付しなければならない。年度、広告掲出期間、支払額、支払期限は次のとおりとする。なお、支払期限が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日を支払期限とする。

年度	広告掲出期間	支払額	支払期限
令和8年度	令和8年4月～ 令和9年3月分	金_____円	令和8年4月末日
令和9年度	令和9年4月～ 令和10年3月分	金_____円	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～ 令和11年3月分	金_____円	令和10年4月末日

令和11年度	令和11年4月～ 令和12年3月分	金_____円	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～ 令和13年3月分	金_____円	令和12年4月末日

- 3 乙が前項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、乙は納付期限の翌日から納付した日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）（以下「契約規則」という。）第33条第1項に定める割合により算定した延滞金を甲に納付しなければならない。
- 4 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。
- 5 乙が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。

(契約保証金)

- 第8条 乙は、甲に対して契約保証金として金_____円（広告料月額6か月分）を、甲が発行する納付書により、契約締結日に納付しなければならない。ただし、甲は、契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を納付させないことができる。
- 2 前項に定める契約保証金については、第26条第2項に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 乙に未払いの広告料、損害賠償その他本契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもってこの契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。
- 6 甲は、この契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、未払いの広告料、損害賠償その他この契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。
- 7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(広告の作成)

- 第9条 広告は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の維持管理)

第10条 掲出中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つものとする。

2 掲出中の広告の破損並びに広告に関する問合せ及び苦情については、乙の責任において、速やかに対応するものとする。

3 前2項の維持管理及び対応に要する費用は、乙の負担とする。

(広告の掲出及び撤去)

第11条 広告の掲出及び撤去は、乙が行う。

2 前項の掲出及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の掲出及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(公共性等への配慮)

第12条 甲及び乙は、広告掲出に関して、緑区役所及び徳重支所の公共性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第13条 乙は、広告主（乙が自ら広告主になる場合を除く。以下次条から第16条までにおいて同じ。）及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱等を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 乙は、前項の審査を受けるため、広告内容のデータ等必要な書類を、広告を掲出しようとする日の21日前までに甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項の審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告主及び広告内容の変更)

第14条 乙は、掲出中の広告を変更することができる。

2 乙は、前項の規定により掲出中の広告を変更する場合、広告主及び広告内容について、事前に甲の審査を受けなければならない。この場合、前条を準用する。

(広告主及び広告の内容に対する修正等の指示)

第15条 甲は、掲出中の広告が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったと判断したときは、いつでも乙に対して広告主及び広告の内容の修正等を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項の修正に係る費用は、乙が負担する。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙

に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 乙が本契約に定める事項又は法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったとき。
 - (3) 第13条第3項又は前条第1項の広告内容の修正等を乙が行わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があるとき。
- 2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたときは、乙は、広告掲出を再開することができる。
- 3 第1項の一時撤去又は一時削除に要する費用及び前項の再開に要する費用は、乙が負担する。
- 4 第1項の指示があったにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。
- 5 第1項又は前項の一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、乙に返還しない。
- 6 前項の違約金は、第26条第2項に定める損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

(権利譲渡の禁止)

第17条 乙は、事前に甲の承認を得ないで、本契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

(契約の履行の一時中止)

第18条 履行場所の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的事象若しくは人為的な事象であって乙の責めに帰することができないものにより、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により1月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、名古屋市緑区広告掲載要綱の定めるところにより、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子を付けないものとする。

(甲の解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第6条に定める使用許可を乙が得られないとき、又は取り消されたとき（第6条第4項に該当する場合を除く。）

- (2) 法令違反又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (3) 乙又はその代理人、使用人その他の従業者等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったときで、本契約解除が相当であると甲が認めるとき。
- (4) 乙が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、本契約解除が相当であると甲が認めるとき。
- (5) 第22条の規定によらないで、乙が本契約の解除を申し出たときで、本契約解除が相当であると甲が認めるとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条第8号又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- イ 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。）

以下同じ。) とき。

ウ ア及びイに規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、乙との協議により、本契約を解除することができる。
- 3 前2項により本契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済の広告料を違約金とし、乙に返還しないほか、契約規則第45条第2項の規定に基づく次条の手続により違約金を徴取するものとする。
- 4 前項の違約金は、第26条第2項に定める損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

(契約解除に係る違約金)

第20条 前条に規定する契約の解除が行われた場合（乙に帰すべき理由なく第19条第2項の規定により解除された場合を除く。）においては、乙は、年額契約金額の100分の50に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第21条 乙がこの契約に関して第19条第1項第7号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、年額契約金額に100分の100を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第19条第1項第7号ア及びウのうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合等甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 第19条第1項第7号イのうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員で

あった者は、連帶して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(乙の解除権)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく本契約に違反し、その違反により本契約の履行が不可能になつたとき。
- (2) 甲において本契約の履行に関し、甲に著しい不正又は不誠実な行為があつたとき。

(広告内容についての責任)

第23条 乙は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- 2 広告内容等は、法令等に違反しないこと及び第三者の権利を侵害しないものでなければならぬ。また、広告内容等に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していなければならぬ。
- 3 甲に対して、乙の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告活動に関連して被害を被つたという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告掲出にあたっての留意事項)

第24条 乙は、広告掲出にあたっては、緑区役所及び徳重支所の維持管理に支障とならない場所及び仕様となるよう配慮しなければならない。

- 2 前項の掲出に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、広告物の落下及び破損等により、来庁者等に危険を生じさせないよう配慮しなければならない
- 4 甲は、乙に対して、本条に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙の負担とする。
- 5 広告掲出によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 6 乙は、広告物が破損、汚損もしくは紛失等（以下、「破損等」という。）した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 7 甲は、広告物の破損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。
- 8 庁舎のレイアウトの変更等、甲の事情により壁面等広告の設置場所が変更又は撤

去せざるを得ない場合、その費用は乙の負担とし、変更後の設置場所について乙は甲の指示に従うものとする。また、壁面等広告の設置場所の変更又は撤去による損害等が乙に発生したとしても、甲はその損害を賠償する責めを負わない。

(原状回復義務)

第25条 契約期間が満了し、又は本契約が解除された場合には、乙は自己の費用をもって掲出中の広告を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項に規定する原状回復後は、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定により乙が掲出場所を返還する必要があるにもかかわらず、乙が当該場所を返還しない場合は、乙は、甲に対して契約終了日の翌日から掲出場所の明渡し完了までの期間について広告掲出料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の金額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第26条 乙は、本契約に基づく広告掲出を行うに当たって乙に損害が生じた場合、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合を除いて、甲に賠償を請求することはできない。

- 2 乙は、本契約を履行するに当たり甲に損害を与えたときは、当該損害について賠償しなくてはならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 3 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 4 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決に当たらなければならない。

(著作権等の管理)

第27条 乙は広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第28条 乙は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第29条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(特記事項)

第30条 乙は事業を実施するに当たり、別添「情報取扱注意項目」及び別添「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

第31条 本契約の定めに疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

(財産調査等)

第32条 甲は、この契約継続期間中いつでも、乙に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

- 2 乙の責に帰すべき理由により、支払期限までに使用料及び広告料が支払われない場合は、甲は乙に対し、乙に関する資産状況の調査を求めることができる。
- 3 第1項又は第2項に定める甲の求めがあった場合、乙は誠意をもって対応しなければならない。
- 4 甲は、第1項又は第2項により知りえた情報を、正当な理由なく第三者に知らせではない。
- 5 乙は、第2項の場合において、甲がこの契約と同種の契約を乙との間で締結している国又は地方公共団体と乙の責務の支払情報を交互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

本契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者　名古屋市長

乙　住所
名称
代表者

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにはかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したもの）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却・廃棄)

第 8 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したもの を契約の終了までに返却しなければならない。

2 乙は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の 復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限 りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員 と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第 10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒 んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければな くなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあること を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

(従事者の教育)

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれ らに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならぬ。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、 保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならぬ。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、そ の内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を 周知しなければならぬ。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講 じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条 例第 34 条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、名古屋市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 借受人が 1 に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

緑区役所等における壁面等広告掲出事業仕様書

1 事業概要

緑区役所等における壁面等広告掲出事業は、名古屋市が掲出事業者に対して、当該施設内の壁面等についての広告掲出料（広告料及び目的外使用料）の納入を受けた上で、掲出事業者が広告掲出を行うものである。

2 広告掲出事業を行う施設の名称、所在地

・名 称 名古屋市緑区役所

所在地 名古屋市緑区青山二丁目15番地

・名 称 名古屋市緑区役所徳重支所

所在地 名古屋市緑区元徳重一丁目401番地

3 掲出場所及び掲出広告の大きさ

(1)掲出場所及び大きさ

緑区役所

	場 所	面数	サ イ ズ
A	1階 市民課待合 壁面	1	横 600mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内
B	1階 市民課待合 柱面	1	横 600mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内
C	1階 保険年金課待合 柱面	1	横 680mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内
D	2階 民生子ども課待合 柱面	1	横 600mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内

徳重支所

	場 所	面数	サ イ ズ
E	3階 正面出入口 壁面	1	横 1,600mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
F	3階 正面出入口 壁面	1	横 1,600mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内

※掲出場所位置図及び設置掲出場所写真を参照し、必ず現地を確認をしてください。

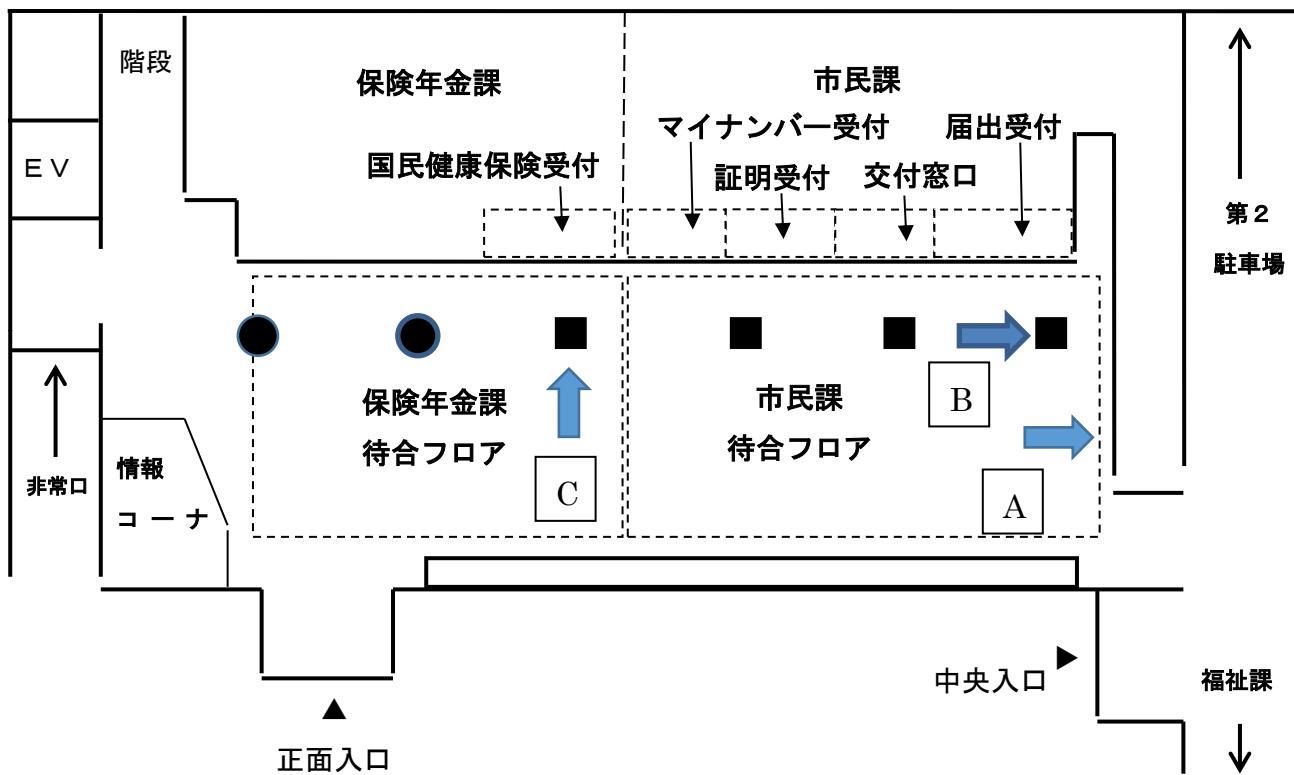
※サイズはフレーム部分を含むパネル部分です。

※借受人が上記サイズの範囲内で掲出面積を定めるものとします。

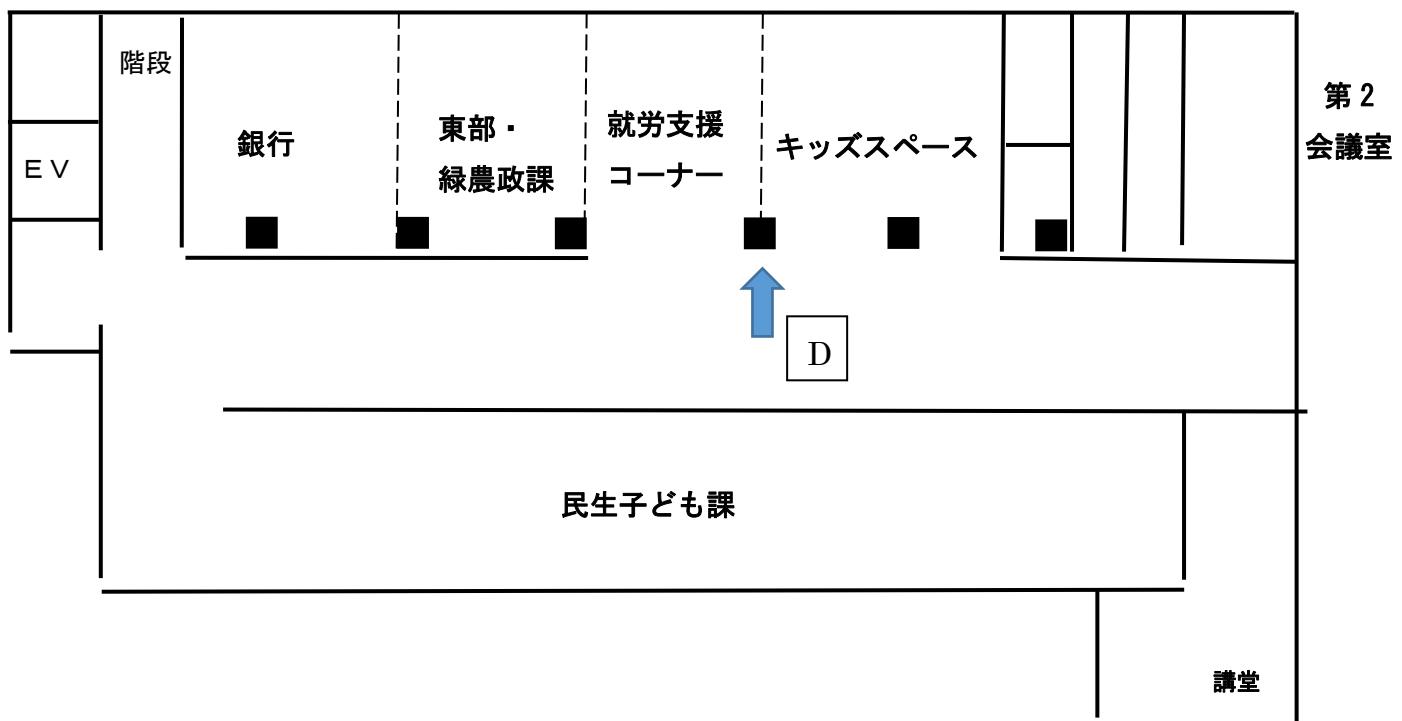
※実際に設置する箇所及び位置については協議するものとします。

(2) 掲出場所位置図

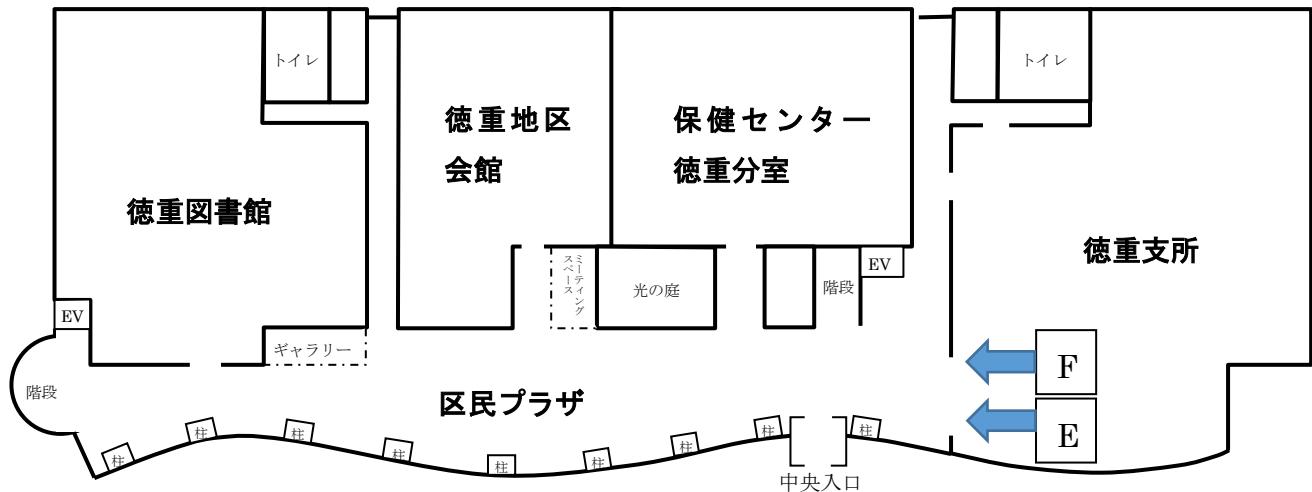
区役所 1 階南側



区役所 2 階南側



徳重支所 3 階

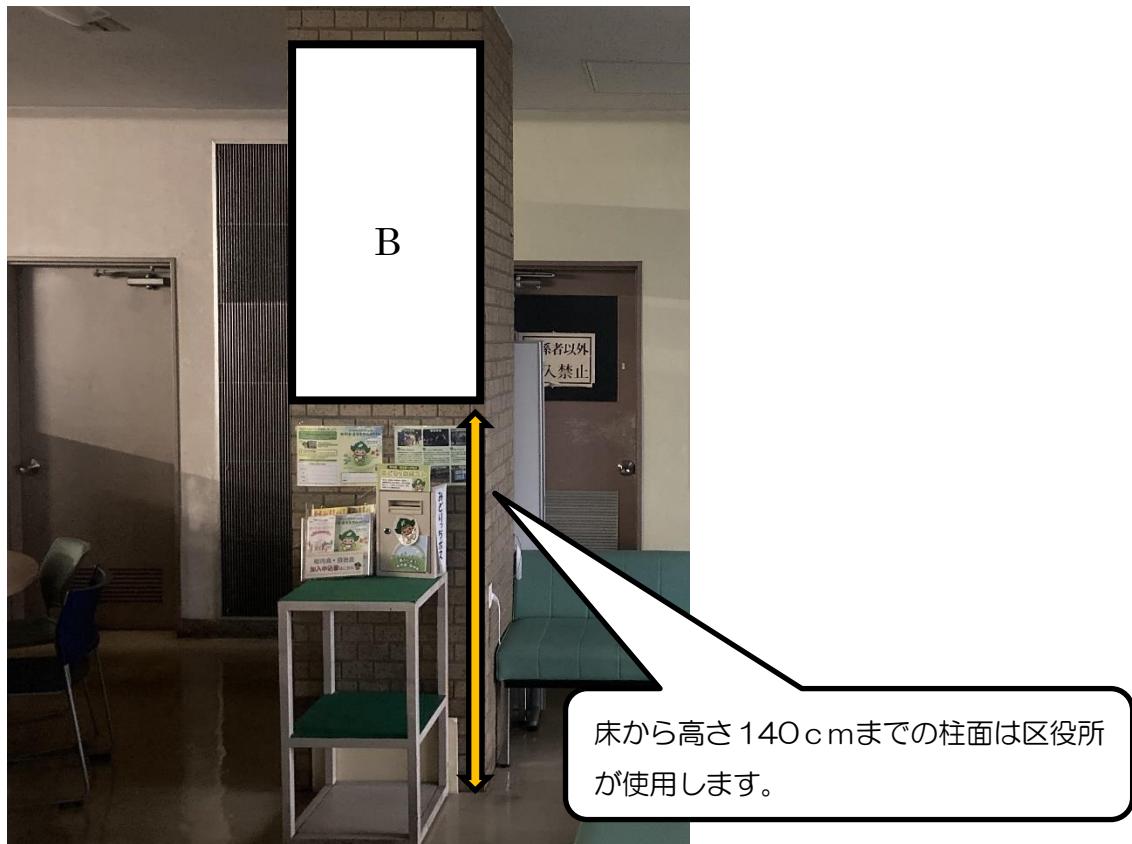


【設置掲出場所写真】

1階 市民課待合 壁面

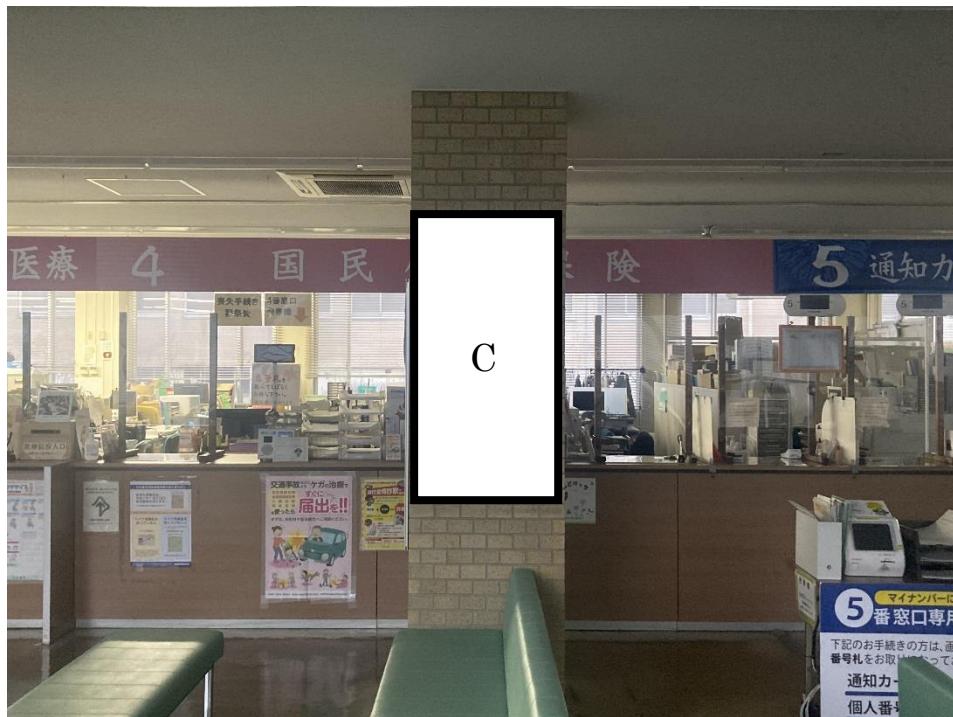


1階 市民課待合 柱面

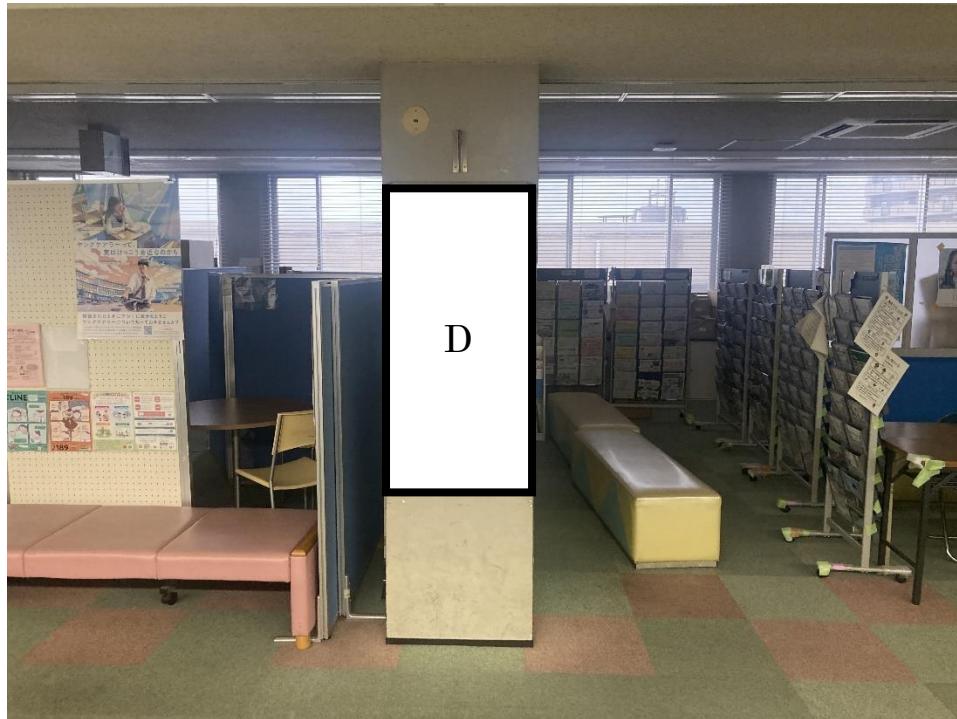


【設置掲出場所写真】

1階 保険年金課待合 柱面

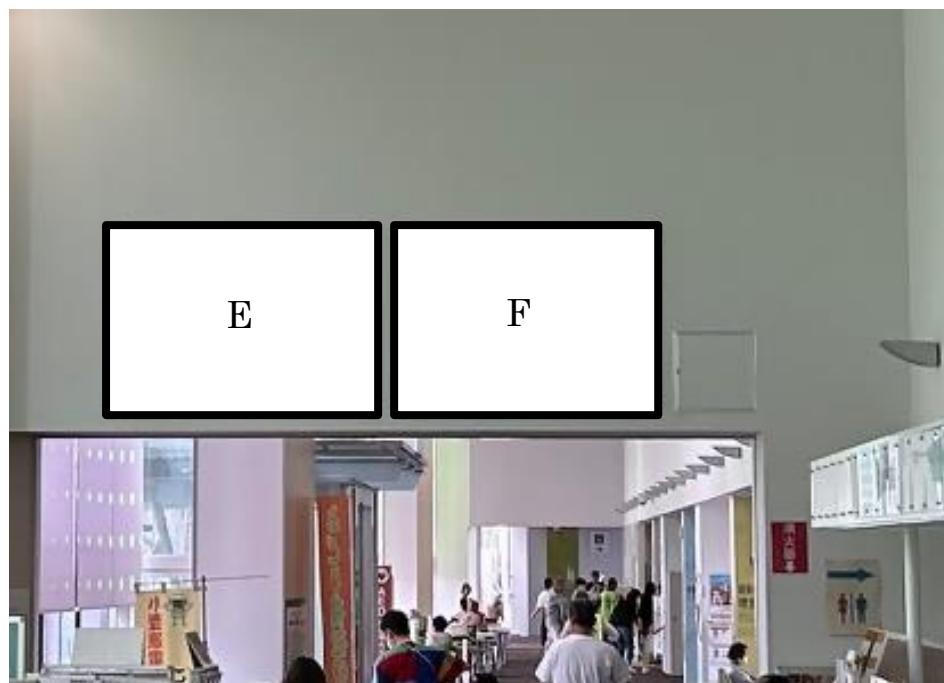


2階 民生子ども課待合 柱面



【設置掲出場所写真】

3階 正面出入口 壁面



4 広告の仕様・掲出方法

- (1)広告はフレーム等の設備（以下、「広告掲出設備」という。）により設置し、広告面は透明アクリル板等で保護するものとする。なお、ディスプレイ等を用いた広告及びスピーカー等を用いた音声広告は認めない。
- (2)掲出する広告や広告掲出設備の材質については、壁面及び柱面に掲げることのできるものとする。
- (3)広告掲出設備は留め具が目立たない仕様にするなど、庁舎の美観に配慮したものとする。
- (4)掲出期間開始日に広告枠に空欄が生じる場合、その箇所へ広告掲出設備を設置する必要はないものとする。
- (5)広告枠に空欄が生じる場合、借受人は貸付人と協議して行政情報を掲出するなど、庁舎の美観を損なわないような措置を講じるものとする。
- (6)撤去時は、広告掲出前の原状を回復するものとする。
- (7)広告掲出設備は、角等が鋭利にならないよう加工が施されたものとし、設置については、壁面及び柱面に確実に固定し、落下防止・耐震対策等の安全措置を講ずるとともに、来庁者の通行や業務に支障のないよう配慮するものとする。
- (8)上記（1）～（7）に定めるもののほか、掲出方法については、名古屋市の指示に従うものとする。

5 広告主及び広告内容

- (1)広告主（掲出事業者が自ら広告主になる場合を除く。）及び広告内容について、事前に名古屋市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できないものとする。
- (2)掲出事業者は広告の掲載、修正及び変更をする場合は、広告を掲出する21日前までに広告案を緑区企画経理課へ提出し、緑区広告審査会の審査を受けることとする。
- (3)徳重支所内に広告を掲出する場合は、公告日時点においてユメリア徳重に入居するテナントと同業他社の広告を掲出することはできないものとする。ユメリア徳重入居テナントの業種は銀行、金融商品取引業、理容業・美容業、旅行業、保育施設である（令和8年1月末現在）。

6 契約期間及び掲出期間

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (2) 掲出期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。）
- (3) 令和9年4月1日から4年を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

7 掲出事業者の業務

- (1) 広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復
- (2) 広告主の募集（掲出事業者が広告主である場合を除く。）
- (3) 広告の破損並びに広告に関する問合せ及び苦情に対する対応

8 事業計画書の提出

掲出事業者は、契約締結後、速やかに、掲出場所、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を作成し、名古屋市に提出するものとする。

9 その他

- (1) 広告主の募集（掲出事業者が広告主である場合を除く。）、掲出広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復、広告に関する問合わせ及び苦情に対する対応に要する費用については、すべて掲出事業者の負担とする。
- (2) 掲出広告の維持管理、破損、事故時の対応等一切の保守管理に関しては、掲出事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、別添の「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市緑区広告掲載要綱」、「行政財産目的外使用許可条件」及びその他関係法令を遵守すること。
- (4) 名古屋市の事業等を実施することにより、掲出する広告が隠れる場合がある。
- (5) 掲出する広告の周囲に行政上必要な掲示物を掲出する場合がある。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景觀又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類

- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成21年9月30日から実施する。
- 3 この要綱は、平成24年4月2日から実施する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたつたもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるものの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するも

の

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例
または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するも
のとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

名古屋市緑区広告掲載要綱

(趣旨)

この要綱は、名古屋市緑区役所（以下「緑区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することについて、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か第15条に規定する緑区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

緑区公有財産

- (2) 緑区が作成する印刷物
- (3) その他緑区が別に定めるもの

(広告の掲載基準)

名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

(広告の募集)

広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

広告掲載を行う広告媒体の種類

広告の規格、掲載位置、掲載期間等

広告掲載料（次項に該当する場合を除く）

広告の募集対象

広告の申込み手続

広告の選定方法

広告掲載手続

その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

3 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告の掲載の申込み)

広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、前条の募集要領に定める手続きに

より、申込みを行う。

2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とするものを含む。

(広告掲載の決定等)

所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告掲載の可否を決定する。

前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を書面により通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

広告主が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載料の納付等)

広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。所管課の長は、前条における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

(広告内容の変更)

広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合

前条の規定によても、広告の内容等の改善が行われない場合

その他広告掲載が不適当であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により1月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。

前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(緑区広告審査会の設置)

広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときを開催する。

広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。

広告審査会の庶務は、緑区区政部企画経理課が処理する。

(その他)

その他広告掲載につき必要な事項は緑区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

委員長	区長
委 員	区政部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター福祉部長 徳重支所長 総務課長 企画経理課長 総務課課長補佐（庶務） 委員長の指名するもの

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額（ ）円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（督促をする前の期間又は督促状に指定した期間以前の期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額を支払うものとする。
(注) 平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては年14.6%の割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合で、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%の割合）でそれぞれ計算する。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
 - ③ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利用する用途に供した場合
 - ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
 - ⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
 - ⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき
- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
(1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
(2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

入札書

令和 年 月 日

(あて先)名古屋市長

所在 地

入札者

商号又は名称

代 表 者

役職・氏名

印

入札説明書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壹	(位)
金額								円

ただし、広告料の月額

(契約希望金額の110分の100に相当する金額)

件 名

緑区役所等における壁面等広告掲出事業

(注)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化で筆跡の消える筆記用具は使用できません。
- 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

委任状

私（甲）は、都合により、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8年3月3日入札の緑区役所等における壁面等広告掲出事業に関する以下の権限

- 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 保証金に関する権限
- 4 代金の納付に関する権限
- 5 復代理人選任に関する権限
- 6 その他入札及び契約に関する一切の権限
- 7 期間：令和 年 月 日から令和9年3月31日まで

後日、この委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

（所在地）

甲（委任者）（商号又は名称）

印

（代表者 役職・氏名）

上記委任の件、承諾しました。

（所在地）

乙（受任者）（商号又は名称）

印

（代表者 役職・氏名）

（あて先）名古屋市長

委任状保管： 緑区役所企画経理課	取扱 責任者	
---------------------	-----------	--

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎 様

所 在 地

商号又は名称

(フリガナ)

代表者 役職・氏名

電 話 番 号 () -

印

令和8年2月3日付けで公告のありました緑区役所等における壁面等広告掲出事業に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この緑区役所等における壁面等広告掲出事業に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

(1) <個人の場合>住民票の写し 1通

<法人の場合>法人登記簿謄本

(履歴事項証明書または現在事項証明書) 1通

どちらも発行後1か月以内のもので、連名の場合は連名
者全員のもの

(2) <法人のみ>法人役員等に関する調書 1通

(3) 本市に広告を掲出した実績がある場合は、本市発行の行政財産使用許可書又は本市
との広告掲出事業契約書のコピー

(4) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留
料金分を加えた料金の切手を貼った長形 3 号 (12cm×23.5cm) 封筒

連絡先

部 署

担当者

電 話

注 申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

事業計画書

1 仕様

※ 仕様について記載してください。

2 管理体制・スケジュール

※ 管理業務内容、管理運営体制及び緊急時の連絡先を記載してください。

広告内容の変更（付け替え）スケジュール等について、可能な範囲で記載してください。